

身分証明書に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款第34条第2項及び会務執行規則第22条に基づき正会員の身分を証するため交付する身分証明書(以下「証明書」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(証明書の交付)

第2条 証明書(様式第1号)の交付は、正会員からの希望により交付する。

2 証明書の申込みは、申請書(様式第2号)により、本協会会長に、その交付を申請しなければならない。

3 社員とは、正会員の従業員名簿に記載されているものをいう。

(証明書の交付手数料)

第3条 証明書の交付手数料は、実費を勘案して会長が別に定める。

2 再交付については、前項に準ずる。

(証明書の携帯)

第4条 正会員は、交付された証明書を常時携帯し、業務遂行上必要ある場合は、それを呈示することができる。

(証明書の再交付等)

第5条 正会員は、証明書を亡失し、若しくは損傷した場合は、身分証明書再交付申請書(様式第3号)により、本協会会長に、その再交付を申請しなければならない。

2 事務局は、第2条及び前項の申請があった場合は、身分証明書交付簿に記載の上、交付しなければならない。

3 証明書の亡失により再交付を受けた者が亡失した証明書を発見したときは、その証明書を直ちに返納しなければならない。

(有効期間)

第6条 証明書の有効期間は、申請月(15日までに申請のあったもの)の翌月から1年とする。

(貸与等の禁止)

第7条 正会員は、証明書を他人に貸与し、交換し、又は譲渡してはならない。

(罰則)

第8条 所管委員会は、正会員が第7条の規程に違反したときは、直ちに当該事案を所管委員会で審議し、本協会会長の許可を受け、当該証明書の使用の禁止及び迅速な返納について、指示するものとする。

2 前項における証明書の返納については、第9条に準ずる。

(証明書の返納)

第9条 正会員が退会その他の事由によりその身分を失った場合、又は証明書の有効期間が経過した場合は、その日から7日以内に証明書を返納しなければならない。

2 正会員が在職中に死亡した場合は、速やかに支部長が返納手続き等の措置をするものとする。

(整理及び保管)

第10条 身分証明書交付簿の整理は、事務局が行うものとする。

附 則

1	平成26年04月01日 施行	H26年03月06日 (一社) 設立総会承諾
2	平成27年06月19日 改定	H27年度 第1回定例理事会承認
3	平成29年03月23日 改定	H28年度 第4回理事会承認 平成29年04月01日 施行